

関西補給処 宇治駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

| 一連<br>番号 | 件名                       | 納入(履行)場所 | 納期(履行期限)  | 見積依頼書公表日 | 見積書提出期限         | 見積合わせの日時        | 落札決定方式 | 防衛省競争参加資格 | 備考 |
|----------|--------------------------|----------|-----------|----------|-----------------|-----------------|--------|-----------|----|
| 36       | 施設器材整備診断作業「野火消火器材Ⅱ型」(診断) | 契約相手方工場  | 令和7年9月30日 | 令和7年8月5日 | 令和7年8月21日10時00分 | 令和7年8月21日10時00分 | 総品目総額  | なし        |    |
|          |                          |          |           | — 以下余白 — |                 |                 |        |           |    |
|          |                          |          |           |          |                 |                 |        |           |    |
|          |                          |          |           |          |                 |                 |        |           |    |
|          |                          |          |           |          |                 |                 |        |           |    |
|          |                          |          |           |          |                 |                 |        |           |    |
|          |                          |          |           |          |                 |                 |        |           |    |

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、見積書に関する問い合わせ先及び提出先

住所:

〒611-0011

京都府 宇治市 五ヶ庄官有地

陸上自衛隊 関西補給処 調達会計部 契約課 契約第2班 担当 (中 島)

電話番号:0774-31-8121 (内線 295)

FAX番号:0774-32-4580

メールアドレス:fin-madep@inet.gsdf.mod.go.jp

見 積 書

件名リスト一連番号 36

金額¥ (税抜)

| 品 名                         | 規 格     | 単 位           | 数 量  | 単 価 (税 抜) | 金 額 (税 抜) |
|-----------------------------|---------|---------------|------|-----------|-----------|
| 施設器材整備診断作業「野火消火器材 II 型」(診断) | 仕様書の通り  | セット           | 1.00 |           |           |
|                             |         |               |      |           | 以下余白      |
|                             |         |               |      |           |           |
|                             |         |               |      |           |           |
|                             |         |               |      |           |           |
|                             |         |               |      |           |           |
|                             |         |               |      |           |           |
|                             |         |               |      |           |           |
|                             |         |               |      |           |           |
|                             |         |               |      |           |           |
| 納 入 場 所                     | 契約相手方工場 |               |      | 納 期       | 令和7年9月30日 |
| 入札(契約)保証金                   | 免 除     | 入札 (見積) 書有効期間 |      |           |           |

「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」、「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

年 月 日

分任支出負担行為担当官(分任契約担当官)  
 陸上自衛隊関西補給処  
 調達会計部長 殿

住 所  
 会 社 名  
 役職・代表者名  
 代表者連絡先  
 担当者名  
 連 絡 先

調達要求番号: 5RGCIAX0006

| 陸上自衛隊仕様書   |               |             |  |
|------------|---------------|-------------|--|
| 物品番号       | 仕様書番号         |             |  |
| 施設器材整備診断作業 | HE-C-Z799002E |             |  |
|            | 防衛大臣承認        | 年 月 日       |  |
|            | 作成            | 平成27年 4月15日 |  |
|            | 変更            | 令和 3年 7月15日 |  |
|            | 作成部隊等名        | 補給統制本部      |  |

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊補給統制本部及び各補給処において実施する施設器材、同組部品などの外注整備診断作業について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002による。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

## 2 整備に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、GLT-CG-Z500002の2.1による。ただし、電子器材等の作業を行う場合は、GLT-CG-Z000009の2.2及びGLT-CG-Z500002の2.1による。

### 2.2 整備品名・数量・器材番号など

整備品名、数量、器材番号などは、調達要領指定書によって指定する。

### 2.3 整備の種類

整備の種類は、GLT-CG-Z500002の2.2 b), e)及びf)とする。

### 2.4 整備の作業方式

整備の作業方式は、GLT-CG-Z500002の2.3 d)～f)によるほか、細部は、次のいずれかとし、調達要領指定書によって指定する。

a) **診断作業** 診断作業は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。ただし、電子器材等は、表2による。

b) **整備作業** 整備作業は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表3による。ただし、電子器材等は、表4による。

c) **整備診断作業** 整備診断作業は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表5による。ただし、電子器材等は、表6による。

## 2.5 整備実施場所

整備実施場所は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.6 a)に示す“営業所等”とする。

## 2.6 部品・副資材

部品及び副資材は、GLT-CG-Z500002の2.9による。

## 2.7 塗装・防せい処置

塗装及び防せい処置は、GLT-CG-Z500002の2.10によるほか、塗装区分は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、“B塗装”とする。

## 2.8 外観

外観は、GLT-CG-Z500002の2.12.1による。

## 2.9 機能・性能

機能及び性能は、要整備品の本来の機能及び性能を満足させなければならない。

## 2.10 整備品の表示

整備品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.13による。

## 3 品質保証

### 3.1 試験

試験は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の3.1によるほか、製造者等が規定する試験による。

### 3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

## 5 その他の指示

### 5.1 無償貸付品・官給品

無償貸付品及び官給品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の箇条5による。

### 5.2 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の5.4.2による。

### 5.3 保証期間

保証期間は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の5.5による。

## 6 秘密保全

秘密保全は、GLT-CG-Z500002の箇条6による。

## 7 その他

## **7.1 輸送**

輸送は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が担任する。

## **7.2 仕様書に関する疑義**

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

表1－診断作業

| 番号                             | 工程    | 作業内容   | 規定   |
|--------------------------------|-------|--|--|
| 1                              | 入場点検  | 入場品の外観状態を点検する。   | —  |
| 2                              | 分解    | 入場品を点検計測の可能な範囲の構成単位に分解する。                              | —  |
| 3                              | 洗浄    | スチーム、圧縮空気、洗油などによって洗浄・清掃し、付着している泥土、油脂などを除去する。           | —  |
| 4                              | 点検計測  | 目視、計測機器、器具などによって摩耗、損傷などの状態を点検計測し、部品の交換、補充又は修正の可否を判定する。 | 点検計測は、主要部位から優先して行う。<br>契約の相手方は、点検計測後に整備診断明細書を作成し提出する。 a) |
| 5                              | 部品組立て | 工程2で分解した部品の組立て   | —  |
| 6                              | 包装など  | 箇条4による。  | —  |
| 注 a) 提出先及び部数は、調達要領指定書によって指定する。 |       |  |  |

表2－電子器材等診断作業

| 番号                             | 工程    | 作業内容   | 規定   |
|--------------------------------|-------|--|--|
| 1                              | 入場点検  | 入場品の外観状態を点検する。   | —  |
| 2                              | 分解    | 入場品を点検計測の可能な範囲の構成単位に分解する。  | プリント基板等は、分解しない。  |
| 3                              | 機能点検  | 入場品を動作させるか、又は計測器によって計測するなど、本来の機能を発揮するか否かを点検する。このとき、点検計測に必要な不良部品の一時交換、仮付けなどを含む。 | 機能点検を行う場合に必要な清掃、手入れ、調整などを含む。<br>なお、機能点検は、主要部位から優先して行う。 |
| 4                              | 故障探求  | 機能点検の結果、異常がある場合は、故障部位などを特定する。  | 契約の相手方は、故障探求後に整備診断明細書を作成し提出する。 a)                      |
| 5                              | 部品組立て | 工程2で分解した部品の組立て   | —  |
| 6                              | 包装など  | 箇条4による。  | —  |
| 注 a) 提出先及び部数は、調達要領指定書によって指定する。 |       |  |  |

表3－整備作業

| 番号 | 工程   | 作業内容                   | 規定 |
|----|------|------------------------|----|
| 1  | 入場点検 | 入場品の外観状態を点検する。         | —  |
| 2  | 分解   | 入場品を整備可能な範囲の構成単位に分解する。 | —  |

表3－整備作業（続き）

| 番号 | 工程        | 作業内容  | 規定                       |
|----|-----------|---|--------------------------|
| 3  | 修理        | 官側が承認した整備診断明細書による修理作業                       | 打痕，まくれ，曲がりなどの軽易な修正作業を含む。 |
| 4  | 部品組立て     | 工程2で分解した部品及び交換部品による組立て                      | 組立てに伴う調整，給油脂を含む。         |
| 5  | 機能・性能試験   | 3.1による。                                     | —                        |
| 6  | 塗装        | 2.7による。                                     | —                        |
| 7  | 整備品の表示    | 2.10による。                                    | —                        |
| 8  | 完成検査・包装など | 1 完成検査は，3.2による。<br>2 包装などは， <b>箇条4</b> による。 | —                        |

表4－電子器材等整備作業

| 番号 | 工程        | 作業内容  | 規定  |
|----|-----------|---|---|
| 1  | 入場点検      | 入場品の外観状態を点検する。  | —   |
| 2  | 分解        | 入場品を整備可能な範囲の構成単位に分解する。  | —   |
| 3  | 修理        | 1 官側が承認した整備診断明細書による修理作業<br>2 修正作業に伴う調整，また，必要に応じて防湿，防振，固定などの処置を施す。 | フレーム，シャーシなどのへこみ，曲がりなどある部位，表示などの不鮮明な部位の軽易な修正作業を含む。 |
| 4  | 部品組立て     | 工程2で分解した部品及び交換部品による組立て  | 組立てに伴う調整，給油脂を含む。                                  |
| 5  | 機能・性能試験   | 3.1による。   | —   |
| 6  | 塗装        | 2.7による。   | —   |
| 7  | 整備品の表示    | 2.10による。  | —   |
| 8  | 完成検査・包装など | 1 完成検査は，3.2による。<br>2 包装などは， <b>箇条4</b> による。                       | —   |

表5－整備診断作業

| 番号 | 工程   | 作業内容   | 規定 |
|----|------|--|----|
| 1  | 入場点検 | 入場品の外観状態を点検する。                               | —  |
| 2  | 分解   | 入場品を点検計測の可能な範囲の構成単位に分解する。                    | —  |
| 3  | 洗浄   | スチーム，圧縮空気，洗油などによって洗浄・清掃し，付着している泥土，油脂などを除去する。 | —  |

表6－電子器材等整備診断作業（続き）

| 番号   | 工程            | 作業内容  | 規定 |
|--|---------------|---|----|
| 9  | 整備品の表示        | 2.10による。                                    | —  |
| 10   | 完成検査・包装<br>など | 1 完成検査は、3.2による。<br>2 包装などは、 <b>簡条4</b> による。 | —  |
| <b>注</b> <sup>a)</sup> 提出先及び部数は、調達要領指定書によって指定する。 |               |   |    |

表5－整備診断作業（続き）

| 番号   | 工程        | 作業内容   | 規定  |
|--|-----------|--|---|
| 4  | 点検計測      | 目視，計測機器，器具などによつて摩耗，損傷などの状態を点検計測し，部品の交換，補充又は修正の可否を判定する。 | 点検計測は，主要部位から優先して行う。<br>契約の相手方は，点検計測後に整備診断明細書を作成し提出する。 <sup>a)</sup> |
| 5  | 修理        | 官側が承認した整備診断明細書による修理作業                                  | 打痕，まくれ，曲がりなどの軽易な修正作業を含む。  |
| 6  | 部品組立て     | 第2工程で分解した部品及び交換部品による組立て                                | 組立てに伴う調整，給油脂を含む。  |
| 7  | 機能・性能試験   | 3.1による。  | —   |
| 8  | 塗装        | 2.7による。  | —   |
| 9  | 整備品の表示    | 2.10による。   | —   |
| 10   | 完成検査・包装など | 1 完成検査は，3.2による。<br>2 包装などは， <b>箇条4</b> による。            | —   |
| <b>注</b> <sup>a)</sup> 提出先及び部数は，調達要領指定書によって指定する。 |           |  |   |

表6－電子器材等整備診断作業

| 番号 | 工程      | 作業内容   | 規定   |
|----|---------|--|--|
| 1  | 入場点検    | 入場品の外観状態を点検する。   | —  |
| 2  | 分解      | 入場品を点検計測の可能な範囲の構成単位に分解する。  | プリント基板等は，分解しない。  |
| 3  | 機能点検    | 入場品を動作させるか，又は計測器によつて計測するなど，本来の機能を発揮するか否かを点検する。このとき，点検計測に必要な不良部品の一時交換，仮付けなどを含む。 | 機能点検を行う場合に必要な清掃，手入れ，調整などを含む。<br>なお，機能点検は，主要部位から優先して行う。 |
| 4  | 故障探求    | 機能点検の結果，異常がある場合は故障部位などを特定する。   | 契約の相手方は，故障探求後に整備診断明細書を作成し提出する。<br><sup>a)</sup>        |
| 5  | 修理      | 1 官側が承認した整備診断明細書による修理作業<br>2 修正作業に伴う調整，また，必要に応じて防湿，防振，固定などの処置を施す。              | フレーム，シャーシなどのへこみ，曲がりなどある部位，表示などの不鮮明な部位の軽易な修正作業を含む。      |
| 6  | 部品組立て   | 工程2で分解した部品及び交換部品による組立て   | 組立てに伴う調整，給油脂を含む。                                       |
| 7  | 機能・性能試験 | 3.1による。  | —  |
| 8  | 塗装      | 2.7による。  | —  |

|           |                          |                       |
|-----------|--------------------------|-----------------------|
| 調達要領指定書   | 発 簡 番 号                  |                       |
|           | 調 達 要 求 番 号              | 5 R G C 1 A Z 0 0 0 6 |
|           | 調 達 要 求 年 月 日            | 令和7年6月25日             |
|           | 作 成 部 課                  | 装備計画部施設課              |
|           | 作 成 年 月 日                | 令和7年6月25日             |
| 品 名       | 施設器材整備診断作業「野火消火器材Ⅱ型」(診断) |                       |
| 仕 様 書 番 号 | HE-C-Z799002E            |                       |

### 指定事項

#### 2.2 整備品名・数量・器材番号など

整備品名・数量は表1による。

表1-整備品名・数量・器材番号

| 項目   | 整備品名     | 数量 | 保有部隊            |
|------|----------|----|-----------------|
| 0001 | 野火消火器材Ⅱ型 | 1  | 中部方面航空隊<br>(八尾) |

#### 2.4 整備の作業方式

整備の作業方式は、a) 診断作業とする。

#### 5.2 提出書類

提出書類は、表2とする。

なお、整備診断明細書は別紙第1とする。

表2-提出書類

| 提出書類名   | 提出時期                | 数量 | 提出先                   |
|---------|---------------------|----|-----------------------|
| 受領書     | 契約の相手方が官から整備品を受領する際 | 3  | 陸上自衛隊八尾駐屯地<br>中部方面航空隊 |
| 整備診断明細書 | 点検計測終了後             | 2  |                       |
| 納品書     | 官が契約の相手方から整備品を受領する際 | 3  |                       |

